

南幌町ふるさと就職祝金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町における若者の定住及び町内事業所等への就職を促進し、雇用の安定と活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する南幌町ふるさと就職祝金（以下「就職祝金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規学卒者 町内に住所を有する者であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院を卒業又は退学した翌日から起算して、1年以内に事業所等に就職した40歳未満の者をいう。
- (2) Uターン者 本町に転入する以前に、本町に住民登録されていたことがあり、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本町に転入した日から1年以内に事業所等に就職した40歳未満の者であること。
 - イ 事業所等に就職した日から6か月以内に本町に転入した40歳未満の者であること。
- (3) 事業所等 南幌町内に本社、事業所若しくは事務所等を有する個人又は法人で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項の規定による適用事業を行う事業所をいう。ただし、商工会、農業協同組合、町が出資その他財政上の援助等を行う法人又は団体、町が設置する公の施設を管理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理施設は除く。
- (4) 正規雇用 次のいずれにも該当する雇用形態をいう。
 - ア 期間の定めのない雇用であること。
 - イ 事業所等に直接雇用されていること。
 - ウ 事業所等の就業規則等に定める所定労働時間を通じて常勤する者であること。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であること。

(交付対象者)

第3条 就職祝金の交付対象者は、事業所等に正規雇用された新規学卒者又はUターン者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請時において、就職後同一事業所等において2年を経過した者
 - (2) 前号に掲げる全期間において、町内に住民登録があり、現に居住している者
 - (3) 本町の町税等を滞納していない者
 - (4) 外国人である場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づき日本に永住権を有している者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。

- (1) 南幌町担い手育成対策奨励事業実施要綱（令和4年南幌町告示第71号）に規定する奨励金及び南幌町保育士等就労支援事業補助金交付要綱（令和5年南幌町告示第38号）に規定する就労支援金の交付を受けている者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員
- (3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体の職員
- (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体の職員
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員の統制下にある者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項（同項第1号のうち料理店を除く。）及び第6項から第13項までに該当する事業所に雇用された者

（就職祝金の額）

第4条 就職祝金の額は、10万円とする。

（交付の申請及び決定）

第5条 就職祝金の交付を受けようとする者は、南幌町ふるさと就職祝金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、以前交付を受けた者が再度申請することはできない。

- (1) 雇用証明書（様式第2号）
- (2) 南幌町ふるさと就職祝金交付申請に係る誓約書兼同意書（様式第3号）
- (3) 最終学歴の卒業証明書又は卒業証書の写し（新規学卒者等のみ）

(4) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の申請が就職後3年を経過した場合は、受給資格を失う。
- 3 町長は、第1項の申請書の内容を審査した上で、交付の可否を決定し、南幌町ふるさと就職祝金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 4 町長は、前項の規定により就職祝金の交付を決定したときは、速やかに交付するものとする。

(就職祝金の返還)

第6条 就職祝金の交付決定を受けた者が、虚偽その他不正な行為により就職祝金の交付を受けたと認められた場合は、その交付の決定を取り消すとともに、交付した就職祝金の全部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。